

第 7 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成24年12月17日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

平成24年12月17日(月曜日)

午前9時59分開議

午前11時47分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計  
補正予算(第8号)議案第2号 平成24年度熊本県港湾整備  
事業特別会計補正予算(第1号)議案第3号 平成24年度熊本県用地先行  
取得事業特別会計予算議案第4号 平成24年度熊本県流域下水  
道事業特別会計補正予算(第1号)議案第39号 工事請負契約の締結につ  
いて議案第48号 専決処分の報告及び承認に  
ついて議案第49号 専決処分の報告及び承認に  
ついて議案第50号 専決処分の報告及び承認に  
ついて議案第55号 平成24年度熊本県一般会計  
補正予算(第10号)

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に  
ついて

報告事項

①「地域の自主性及び自立性を高める  
ための改革の推進を図るための関係  
法律の整備に関する法律」に係る土  
木部関連条例検討状況について②道路管理瑕疵に係る損害賠償請求事  
件の判決について

③トンネル緊急点検結果について

④熊本県都市計画区域マスタープラン  
基本方針の改定について⑤白川・黒川の緊急的な河川改修につ  
いて⑥川辺川ダムに関する最近の状況につ  
いて⑦H24.7.12熊本広域大水害に伴う災害  
関連緊急砂防事業の採択について⑧熊本県住宅マスタープラン改定につ  
いて

出席委員(8人)

委員長	森	浩	二
副委員長	渕	上	陽
委員	岩	中	伸
委員	井	手	順
委員	西	聖	一
委員	早	田	順
委員	内	野	幸
委員	杉	浦	康

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 船原 幸信

総括審議員兼

河川港湾局長 上谷 昌史

政策審議監 佐藤 伸之

道路都市局長 猿渡 慶一

建築住宅局長 生田 博隆

監理課長 金子 徳政

用地対策課長 鳥山 礼生

土木技術管理課長 西田 浩

道路整備課長 手島 健司

道路保全課長 亀田 俊二

都市計画課長 内 田 一 成  
下水環境課長 軸 丸 英 顕  
河川課長 林 俊一郎  
港湾課長 松 永 信 弘  
砂防課長 古 澤 章 吾  
建築課長 坂 口 秀 二  
営繕課長 田 邊 肇  
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 尾 伸 明  
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前9時59分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま、可能な限り簡潔をお願いします。

それでは、船原土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

○船原土木部長 それでは、着座のまま失礼ですが、説明をさせていただきます。

まず初めに、宇城地域振興局の砂防事業の実施に際しまして、用地取得未了のまま工事発注に至ったことにつきまして、この場をおかりいたしましておわびを申し上げます。今後このようなことがないよう、周知徹底を図り、再発防止策を講じてまいります。

続きまして、今定例県議会に提案しており

ます土木部関係の議案につきまして御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案4件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、冒頭提案分4件、追加提案分1件、合計5件の御審議をお願いしております。

冒頭提案につきましては、国の予備費による経済対策第1弾への対応として白川、黒川の河川改修費等に伴う補正で、一般会計、特別会計を合わせまして合計で83億3,393万1,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、公共事業の発注の平準化等を図るため、県単独の公共事業について19億6,200万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、533億4,289万4,000円をお願いしております。

追加提案分につきましては、国の予備費による経済対策第2弾への対応として、一般会計で9億7,880万円の増額補正をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した12月補正予算総額は93億1,273万1,000円となります。

あわせて、繰越明許費の設定として、9億7,880万円の追加設定をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した繰越明許費の設定総額は、543億2,169万4,000円となります。

次に、条例等関係議案につきましては、工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について3件、計4件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴

えの提起等に係る専決処分の報告について2件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る土木部関連条例検討状況について外7件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○森浩二委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料として、冒頭提案分と追加提案分の2冊とその他報告事項を8件用意しております。なお、建設常任委員会説明資料につきましては、表紙に括弧書きで予算関係追号と記載しておりますのが追加提案分で、もう一方が冒頭提案分でございます。予算関係議案の説明に当たりましては、各課ごとに、冒頭提案分に続き、追加提案分を説明させていただきます。

それではまず、冒頭提案の第1号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算、第2号議案平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算及び第3号議案平成24年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算、第4号議案平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成24年度12月補正等予算資料についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況

を記載しておりますが、ただいま部長の総括説明にありましては、冒頭提案の補正予算におきましては、国の予備費による経済対策第1弾への対応として白川、黒川の河川改修費等の予算を計上しております。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正等額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としましては、補助事業で56億8,262万6,000円、県単事業で2,000万円、直轄事業で6億6,573万3,000円の増額を計上しております。

災害復旧事業としましては、補助事業で6,765万7,000円、県単事業で1億4,600万円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計計は65億8,201万6,000円の増額でございます。

次に、その右の特別会計ですが、投資的経費で17億5,089万4,000円の予算を計上しております。また、消費的経費で102万1,000円の増額を計上しております。合わせまして、特別会計計は17億5,191万5,000円の予算を計上しております。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、83億3,393万1,000円の予算を計上しております。

予算後の合計額としましては、一番右側の合計欄の3段目になりますが、追加提案分の説明の際にあわせて御説明させていただきます。

次に、2ページの平成24年度12月補正等予算総括表をお願いいたします。

各課の予算額とその財源内訳を記載しております。

まず、一般会計で、道路整備課が2億9,052万6,000円、道路保全課が3億3,200万円、河川課が58億3,949万円、港湾課が2,000万円、砂防課が1億円の増額でございます、合計で65億8,201万6,000円の増額となります。

次に、1つ下の港湾整備事業特別会計でこ

ございますが、港湾課で102万1,000円の増額となります。

また、下から3段目の用地先行取得事業特別会計でございますが、用地対策課で17億5,089万4,000円を計上しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳としましては、国庫支出金が28億1,345万7,000円、地方債が53億4,889万4,000円、その他が302万1,000円、一般財源が1億6,855万9,000円を計上しております。

また、3ページ以降、関係課の予算に出てまいります。県単事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債として19億6,200万円の設定をお願いしております。これは、事業の発注の平準化と早期発注による事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

冒頭提案分に係る土木部全体の予算額は以上でございます。

次に、追加提案分の第55号議案平成24年度熊本県一般会計補正予算の概要について説明させていただきます。

予算関係の追号分の説明資料の1ページをお願いいたします。

平成24年度12月補正等予算資料(追号)についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、追加提案の補正予算におきましては、国の予備費による経済対策第2弾に即応した公共事業費について予算を計上しております。

まず、上の表の2段目の補正等額の欄につきましては、冒頭提案分として先ほど御説明させていただいた分でございます。

予算関係追号の内訳につきましては、3段目の追加補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で9億7,880万円の増額を計上しております。

以上、12月補正後の合計額は、一番右側の

合計欄の4段目でございますが、冒頭提案分の83億3,393万1,000円と合わせまして、1,183億2,240万7,000円となっております。

次に、2ページの平成24年度12月補正等予算総括表(追号)をお願いいたします。

各課の追加補正額とその財源内訳を記載しております。

左から3列目の追加補正額の欄でございますが、まず一般会計で、道路整備課が5億8,000万円、道路保全課が6,000万円、河川課が5,000万円、港湾課が2億8,880万円の増額でございます。合計で9億7,880万円の増額となります。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

追加補正額の財源内訳としまして、国庫支出金が4億6,875万円、地方債が4億5,500万円、その他が5,168万円、一般財源が337万円の増額となっております。

追加提案分に係る土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

○鳥山用地対策課長 用地対策課でございます。

冒頭提案分の説明資料の3ページをお願いいたします。

2段目の収用委員会費でございます。

収用委員会審理の速記業務の委託費につきまして、限度額34万円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、年度末の3月下旬に開催される収用委員会の速記業務につきまして、審理録の納品が翌年度である4月となるため、翌25年度に債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

河川改良費につきまして、用地先行取得事業費17億5,089万4,000円を計上しております。これは熊本広域大水害により被災した白

川の熊本市工区における用地先行取得事業費でございます。

被災地権者の方々の早期の生活再建のため、短期間で用地を取得することを目的といたしまして、特別会計により用地を先行取得するものでございます。今年度は、住居の移転補償が多い龍田陳内地区及び龍田1丁目地区を中心に、用地の先行取得費を計上しております。

用地対策課は以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

冒頭提案資料の5ページをお願いいたします。

上から2段目の建設単価調査費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

建設単価調査業務として、平成25年度、1,927万9,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。この業務は、土木部が発注する公共工事の積算に用いる資材の単価などを決定するため、市場における取引の実例価格の調査を行うもので、25年度におきましても、4月当初から実施する必要がございます。

土木技術管理課は以上でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課でございます。

冒頭提案分の補正予算につきまして、まず御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

2段目の地域道路改築費といたしましては、1億526万3,000円を計上しております。これは、国道445号八代市泉町柿迫で発生しました落石による通行どめ区間の早期解消を図るための防護溝の整備のための費用でございます。

次に、4段目の橋梁補修費でございますが、老朽化した橋梁の補修、補強等に要する

経費といたしまして1億8,526万3,000円を計上しております。内訳は、右の説明欄にありますとおり、南阿蘇村の国道325号阿蘇大橋ほか5橋の整備の費用でございます。

合わせまして、2億9,052万6,000円を計上しておりますが、いずれも国の予備費による経済対策第1弾に対応するものでございます。

次に、委員会資料の予算関係追号の3ページをお願いいたします。

2段目の道路改築費といたしましては、5億4,500万円を計上しております。内訳は、右の説明欄にありますとおり、上天草市の国道324号知十橋のかけかえと、ほか2カ所は、通学路等の安全性の確保のための見通しの悪い箇所改良に要する費用でございます。

次に、3段目の地域道路改築費といたしましては、3,500万円を計上しております。平成25年度供用開始を目標としております九州中央自動車道、仮称小池インターへのアクセス道路であります御船町の国道443号の改良に要する経費でございます。

合わせまして5億8,000万円を計上しておりますが、いずれも国の予備費による経済対策第2弾に対応するものでございます。補正後の総額は215億1,820万3,000円となります。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課の冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の7ページをお願いいたします。

2行目の交通安全施設費でございますが、通学路の緊急合同点検結果から、早急に対応を必要とする国道501号ほか24カ所において、カラー舗装や防護柵などの安全対策を講じる予算として1億3,000万円を計上しております。

4行目の道路施設保全改築費につきまして

は、国道443号ほか3カ所において、トンネルの補修やのり面の落石対策など、防災対策を実施する予算として2億200万円を計上しております。いずれも国の予備費による経済対策に伴う増額です。

5行目の単県舗装費は、債務負担行為でございます。いわゆるゼロ県債でございます。舗装補修や排水側溝等を整備するものでございまして、現地の状況から、来年の梅雨までに工事を完成させる必要がある箇所をお願いしております。

次に、予算関係追号分について御説明します。追号関係資料の4ページをお願いいたします。

2行目の交通安全施設費でございますが、冒頭提案分と同様に、国の予備費による追加経済対策に伴う増額で、早急に対応を必要とする一般県道深川津奈木線ほか1カ所において、歩道整備を行う予算として6,000万円を追加計上しております。

以上、最下段に示しますとおり、道路保全課関係の12月補正後の合計額は、冒頭提案分と合わせて147億8,992万4,000円となります。

道路保全課の説明は以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

委員会説明資料8ページをお開き願います。

流域下水道特別会計でございます。予算の増減はございませんが、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目、熊本北部流域下水道管理費の右端の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法によって処理水の水質検査の実施が義務づけられております。この水質法定検査業務を、年度当初から円滑に実施するための費用として、今回338万7,000円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

4段目の球磨川上流流域下水道管理費、6段目の八代北部流域下水道管理費につきましても、熊本北部流域下水道と同様に、水質法定検査業務の費用として、それぞれ360万2,000円、351万2,000円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

下水環境課は以上です。

○林河川課長 河川課でございます。

それではまず、冒頭提案分について御説明いたします。資料の9ページをお願いいたします。

まず、上から2段目の河川海岸維持修繕費になります。

右の説明欄にありますように、ゼロ県債として2億円の債務負担行為の設定をお願いしております。内容は、堤防などの河川海岸施設の巡視、点検、簡易な維持修繕などを行うものです。

次に、3段目、国直轄事業負担金になります。6億6,573万3,000円の増額を計上しております。これは経済対策としての予備費並びに災害対策等緊急事業推進費による直轄事業の補正に伴う県負担金の増になります。対象河川は、球磨川ほか、ごらんの3河川になります。

続きまして、4段目の河川改良費になります。49億6,010万円の増額を計上しております。

内訳でございます。まず、その1段下、河川改修事業費、48億8,360万円になります。これは、先ほどと同様、経済対策としての予備費並びに災害対策等緊急事業推進費の内示に伴う増になります。熊本市の白川ほか3カ所になります。

もう一つは、その下の河川等災害関連事業費7,650万円になります。これは災害復旧事業とあわせて実施する改良復旧事業になります。今回補正分は、阿蘇市の砂防河川であります宮川になります。

続きまして、下から2段目の河川等補助災害復旧費で6,765万7,000円の増額を計上しております。内容は、最下段の市町村災害復旧指導監督事務費で、これは市町村が施行する災害復旧事業に係る県の指導監督事務費になります。

10ページをお願いいたします。

最上段の河川等単県災害復旧費になります。

内訳は、2段目の現年発生災害復旧工事費で1億4,600万円の増額を計上しております。これは、補助災害復旧事業の対象基準を満たさない120万円未満の少額な箇所について、単県で行う災害復旧事業でございます。熊本市の白川ほか、146カ所の予算になります。

以上、最下段にありますとおり、冒頭提案分として合計58億3,949万円の増額をお願いしております。

次に、予算関係追号分について御説明いたします。追号資料の5ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費で5,000万円の増額を計上しております。

内容は、2段目の河川改修事業費になります。経済対策としての予備費の内示に伴う増になります。水俣市の水俣川の改修を予定しております。

以上、最下段に記載しておりますとおり、追号分としては、1事業で5,000万円の増額補正をお願いしております。

冒頭分と合わせた河川課の補正後は、342億4,007万4,000円でございます。

以上です。

○松永港湾課長 港湾課です。

まず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の11ページをごらん願います。

一般会計の補正について御説明いたします。

港湾建設費のうち、港湾調査費で2,000万円を計上しております。これは、来年10月に予定されている熊本港への大型クルーズ船の寄港に関しまして、安全な入港を図るための航行安全対策を海上保安部とともに策定する経費です。

次に、単県港湾整備事業費ですが、これは熊本港ほか3カ所のしゅんせつ工事についてのゼロ県債の設定です。

続きまして、12ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計の補正について御説明いたします。

施設管理費で102万1,000円を計上しております。これは水俣港における港湾用地売却に必要な土地の鑑定評価等の経費です。

また、同じく施設管理費におきまして、港管理事務所の庁舎等管理業務のための債務負担を設定しております。

続きまして、追号分を御説明いたします。追号分の説明資料の6ページをごらん願います。

港湾建設費で、重要港湾改修事業費と地方港湾改修事業費、合わせまして2億8,880万円を計上しております。これは国の経済対策を受けまして事業費を増額したものです。

重要港湾改修事業では、熊本港で防砂堤のかさ上げを行い、また、地方港湾改修事業では、百貫港及び長洲港のしゅんせつ工事を行うものです。

港湾課は以上です。よろしく願います。

○古澤砂防課長 砂防課でございます。

冒頭提案資料の13ページをごらんください。

2段目の土砂災害警戒避難対策事業費といたしまして、1億円の増額をお願いしております。これは国の経済対策に伴います情報基盤整備事業でございます。

これは、大雨によります土砂災害から住民



の生命、財産を守るために、气象台とともに、土砂災害警戒情報を県が発表しておりますが、その基礎データであります雨量観測局から情報を収集しております。現在、164局の雨量観測局を設置しておりますが、県土の92%をカバーしております。しかし、残る8%におきましても、1,000世帯、約2,500名の方が居住されています。このため、今回、9基の雨量観測局を設置しまして、全ての世帯をカバーするとともに、既存のシステムを改修するものでございます。

砂防課は冒頭提案資料だけでございますので、最下段をごらんいただきたいと思えます。

補正後の額といたしまして、128億4,282万9,000円の予算を砂防課としては計上しております。

砂防課は以上でございます。

○金子監理課長 監理課でございます。

繰越明許費関係について御説明します。説明資料は、冒頭提案分の14ページ、追加提案分の7ページをお願いいたします。

平成24年度繰越明許費についてでございますが、説明は、予算関係追号の資料に基づいて説明させていただきます。

冒頭提案に係る繰越明許費については設定金額の欄に、追加提案に係る繰越明許費については追加設定金額の欄に記載しております。

冒頭提案に係る繰り越しは、9月補正後の本年度予算に対して、過去の繰越確定率等をもとに算出した繰越金額について設定を願っております。追加提案に係る繰り越しは、追号予算のうち、全額について設定を願っております。

土木部における平成24年度繰越明許費は、1の一般会計につきましては、合計欄になりますが、冒頭提案分が502億4,900万円、追加提案分が9億7,880万円、合わせまして512億

2,780万円の設定を願っております。

2の港湾整備事業特別会計につきましては、冒頭提案分で4,000万円の設定、3の用地先行取得事業特別会計につきましては、冒頭提案分で17億5,089万4,000円の設定、4の流域下水道事業特別会計につきましては、冒頭提案分で13億300万円の設定をそれぞれ願っております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計は、一番下の合計の欄に記載しておりますとおり、冒頭提案分が533億4,289万4,000円、追加提案分が9億7,880万円で、合わせまして543億2,169万4,000円となります。

事業の繰越額の縮減については、改めて、事業の進行管理等効率的な執行を図るよう徹底し、縮減に努めてまいります。

以上、よろしく願います。

続きまして、39号議案におきまして、工事請負契約について監理課のほうから説明させていただきます。冒頭提案分の資料の15ページをお願いします。

第39号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は国道324号地域自主戦略交付金(知十橋上部工その1)工事、工事内容は橋梁上部工、工事場所は上天草市松島町今泉地内、工期は契約締結の日の翌日から平成26年3月20日まで、契約金額は5億4,387万9,000円です。契約の相手方は日本ピーエス・荅州・中村建設工事共同企業体、契約の方法は一般競争入札でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第39号議案の入札の経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項

について、記載のとおり設定しております。

次に、2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、橋梁上部工工事において、施工上の課題及び配慮すべき事項が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者として決定しております。

17ページをお願いいたします。

上段の表が設定した課題ですが、品質管理に関する技術的提案と安全管理に関する技術的提案でございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には6つの建設工事共同企業体が参加し、平成24年9月11日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、下から2段目の予定価格が5億9,650万円に対しまして、一番上の段の技術評価点が126.3で、5億1,798万円で入札した日本ピーエス・荅州・中村建設工事共同企業体が、評価値24.3832と最も高い評価値となり、落札者を決定しております。

以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、第48号議案から第50号議案まで3件でございます。

まず、資料の19ページの第48号議案でございますが、詳細につきましては右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成24年9月25日火曜日午後0時30分ごろ、八代市坂本町葉木の一般県道中津道八代線で、道路左側のり面から落下してきた石が走行中の普通乗用車を直撃し、同車のフロントガラスなどを損傷したものであります。

和解の相手方には、衝突を回避することが困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる11万7,369円を賠償しております。

次に、資料の21ページの第49号議案でございますが、本件は、平成24年10月17日水曜日午前11時ごろ、八代市泉町樅木の一般県道樅木可合場線で、道路右側のり面から落下してきた石が走行中の軽四輪貨物自動車を直撃しまして、同車の運転席側窓ガラスなどを損傷したものであります。

和解の相手方には、衝突を回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる12万2,000円を賠償しております。

次に、資料の23ページの第50号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成23年3月21日、祝日でございますが、午前11時ごろ、阿蘇郡南小国町満願寺の一般国道442号で発生した穴ぼこによる事故に関し、全損害額のうち車両運搬費について、事故当事者から損害賠償請求権を譲り受けた損害保険会社からの賠償請求であり、事故車を当事者が居住する長崎県まで運搬した費用の請求です。

後ほどその他の報告で御報告しますが、車両本体の修理代については、事故当事者が提訴し、熊本県に修理費の8割の支払いを命ずる判決が出たところであり、本県は、その判決で示された過失割合を参考に、車両運搬費の8割に当たる8万7,720円を賠償しております。

以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分の報告をさせていただきます。資料の25ページをお願いいたします。

報告第2号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。25ページから27ページまでが内容でございますが、27ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成24年11月5日でございます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めないもの13件につきまして、11月29日に熊本地方裁判所及び熊本地方裁判所玉名支部に提訴を行ったものでございます。

この13件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また、納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は279万1,700円、滞納総月数は13カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下の表にございますとおり、今回が43回目の提訴となり、今回を含めて1,013件となっております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴えの提起前の和解を行うものでございます。29ページから31ページが内容でございますが、31ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成24年11月5日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの9件につきまして、11月29日に熊本簡

易裁判所に即決和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は180万3,400円、滞納総月数は70カ月となっております。

この9件につきましては、先ほどの提訴の対象者とは異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に、裁判所の関与のもとで今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効果があり、より迅速で効率的に、強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、下の表にございますとおり、今回が16回目の和解となり、今回を含めて180件となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も口座振替の促進や訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

住宅課は以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。

○早田順一委員 13ページの砂防課にちょっとお尋ねしますけれども、ここに情報基盤整備事業ということで、先ほど御説明がありましたけれども、残り1,000戸分というと、どこになるのでしょうか。

○古澤砂防課長 八代市の東部地域あるいは球磨川の川辺川流域、あのあたりになります。球磨地域、それから旧泉村といったところでございます。

川辺川のほうでは、川辺川の河川計画のもとで雨量計は設置してございますけれども、我々砂防といたしましては、土砂災害ということ観点を、そういったちょっとカバーし

切れていないところに雨量計を設置して、土砂災害の警戒情報の基礎データとして収集したいというふうに考えております。

○早田順一委員 今回阿蘇の災害がございましたけれども、その点で、この情報基盤整備事業というのは、ある程度は役に立ったんでしょかね。

○古澤砂防課長 気象庁と共同で土砂災害警戒情報を発表しておりますけれども、そのデータについては、我々としては、効果的に発表に貢献したというふうに考えております。

ただ、今回の大雨につきましては、2時間、3時間の予想雨量というのが、气象台から、想定外ということで非常に難しかったということは聞いておりますけれども、我々のほうのデータとしては、的確な情報を得られたというふうに考えております。

○早田順一委員 わかりました。

それとちょっと関連なんですけれども、この土砂災害警戒避難区域の指定が、今23%ぐらいなんですかね。少しずつ伸びていると思えますけれども、あれは何年までに100%にもっていったんですかね。

○古澤砂防課長 目標としましては、平成28年度を目標にしておりましたけれども、今回の災害を受けまして、できるだけ前倒しでやっていきたいというふうに考えております。

○早田順一委員 ということは、その測量関係とかそういうので、今回の災害が起きていないじゃないですか。それで、遅くなるよりも、かえってこれを機に早くなるということとで考えとっていいんですかね。

○古澤砂防課長 そうです。早めたいというふうに考えております。

○早田順一委員 これを早くしていただくと、市町村が防災マップ、これを、その部分が100%にならないと、なかなか新しい防災マップがつかれないという市町村があるものですから、できるだけ早目をお願いしたいというふうに思います。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 11ページの港湾課にお尋ねをしますが、今ちょっと報告をいただきました、今回2,000万円ですね。来年10月のクルーズ船の寄港に対するということですが、港湾課の場合は、非常に——この前、一般質問でも内野県議が質問されていましたが、いろいろ土砂が思ったよりも堆積をしているというふうなことがあるようなんですが、今回のこの熊本港の寄港に対するやつは、先ほど説明いただいたんですが、もう少し詳しく、この2,000万円の……。

○松永港湾課長 今、クルーズ船の2,000万円、港湾調査費についてのお尋ねなんですけれども、来年の10月に、熊本港の、これはマイナス7.5メートルの岸壁がございます。これは、設計の考え方として、5,000トン級の貨物船を想定した岸壁としてつくっております。そこに、来年10月は、2万5,000トン級の旅客船が寄港するということになっております。

ということですから、設計された以上の、まあオーバースペックといいますか、かなり大きな船が来るものですから、そういう岸壁をきちっと守るため、もしくは安全に入港するために、海上保安部と、例えば、風が強いときはあんまりスピードを出さないようにとか、あとはタグボートを何隻かつけなさいとか、そういうふうな安全に寄港するためのマニュアルといいますか、そういったものをつ

くるといったことの費用になります。

ちなみに、県内では、平成20年に八代港ではかなり大型のクルーズ船が入っていますけれども、同じような形で7万トン級の旅客船を対象とした航行安全規則といったものを今策定して、それに基づいて、ことしの花火大会にも来ましたが、運用しているといった状況です。

以上です。

○岩中伸司委員 今の説明だと、そういう安全に運航できるようなマニュアルをつくるのに2,000万かかるというのは、ちょっと素人ではわかりにくいんですが、どうしてそんなにかかるのかなと思うんですけれども。

○松永港湾課長 確かに、普通高そうな感じなんですけれども、具体的には、調査内容は、やっぱり実際に大型の船が来るのをパソコンの中で電算でシミュレーションを何回かやるみたいです。そのときに、風がどれだけとか、いろんな諸条件を組み合わせてシミュレーションをやった結果として、じゃあこういうふうな規則をつくりましょうということですから、どうしてもやっぱり経費がかさむといったふうなことです。

以上です。

○岩中伸司委員 それは、そうしたらそういう専門の業者かどこかに委託をするということですか。全額委託費になるんですか。

○松永港湾課長 全額委託費になります。

○岩中伸司委員 本当何か全額委託費で2,000万といえれば、それぐらいの調査で2,000万もかかるのかなというのが、正直言って、ちょっと私も調べてみらんとわからぬばってんですね。ちょっと不思議だなというふうな思いがしています。これも、このままもっと詳しく

くといっても、それ以上はなかなか言えないとすれば、本当にこれは普通一般県民だと、ああ不思議だなと、2,000万といえれば大した大金だがという、その調査をするだけでそんなにかかるのかということとは疑問としてあるというふうに思うんですね。

まあ、きょうはそれぐらいにしておきますが、もう1つ、ちょっと関連するんですが、港湾のしゅんせつ費用が非常に要するというところで、内野県議の質問の中でも、ちょっとこれとは直接じゃないかもしれないけれども、長洲港でも、年間に6万5,000立米ぐらいたまるということで、構造上か何か原因もわからぬという、まあはっきりしない。熊本港も八代港もやっぱり関連はすると思うんですけれども、何かやっぱりずっと航路をつくる関係で堆積していくんですかね。専門的に、ちょっと何かそういうのがわかれば。

○松永港湾課長 まず、長洲港については、数年前に調査をかけていますし、毎年そういうふうな深淺測量といまして、状況調査は把握しております。

いろんな要因があるんですけれども、やっぱり最も大きな要因としては、当然、委員御承知のとおり、遠浅の海として、いわゆる潮汐、潮の満ち引きによってはどうしてもやっぱり入ってくるといったこととか、あとはフェリーが入港しますので、それに伴ってやっぱり来るので、その要因もあるというふうなことはわかっています。最も大きなのは潮汐による堆積です。

○岩中伸司委員 熊本港も長洲港も、そういう意味では同じ潮の満ち引きのあるところですので、これはやっぱりずっと継続してこのまま自然条件の中では堆積をしていくということですので、話しよると2億近くのお金がいつも要っているということなので、これはほかにも方法は——もうこれやるしかない

ということですかね、しゅんせつ。

○松永港湾課長 それにつきましては、内野先生の答弁の中で土木部長が答えましたように、やっぱり我々としても、毎年毎年これだけの費用がかかるというふうなことで、当然、抜本的な対策も含めて、できるだけ多くのしゅんせつができるような対策、あと抜本的な埋没量を減らす対策、そういったものを検討していく必要があるというのは痛感しているところです。

○井手順雄委員 岩中先生、実際、何でそぎゃんたまるかという、やっぱり干潟ですね。干潟にそれだけ泥土といいますか、ヘドロといいますか、それが堆積しとると。結局、その堆積したやつを全部撤去すれば、もう砂になります。昔の地はですね。砂地になります。そうなれば、もう絶対入ってこない。ということはどういうことかという、今話のように、抜本的な対策というのは、これは前々から言うてあります。そういった堆積した土砂を撤去してくれと、そうすると覆砂事業もせんでいいと。今覆砂もやっていますけれども、それは県外から持ってきて入れよるわけですね、砂を。余計たまってくる。余計しゅんせつせないかぬと。これは、今悪循環なんですよ。

今、県は、覆砂が最もいい事業であるという話をしてはいますが、逆に、現在あるヘドロを撤去する何らかの方法、これもやっていますか、この問題は解決しないというのが現状です。それを県は全然していない。抜本的なヘドロのしゅんせつというか、撤去、全部持ち出さないかぬとですよ。そういうのをやっていないからこういった問題が起きてくるし、しゅんせつもどんどんしていかなくちやいけないという状況ですから、これは本腰入れて海岸というか、干潟ですね。底にたまっている、まあ平均すれば40～50センチた

まっていますよ。掘れば下はもう砂地なんです。底が見えるような対策を、少しでもいいから予算をつけてやってくださいと環境のほうには言っていますけれども、実質的には土木のほうが考えなくちやいけないでしょうけれども、その辺もあわせてやっていただきたいと要望しておきます。

それと、もう1つ、いいですか。5ページ。

今、大変デフレの世の中でありまして、何もかんも下がってきていると。そういう中で、土木の部のいわゆる単価、このあたりも、何でこう安いのか、設計がというのがいっぱいございます。そういう中で、例えば例をとればコンクリート、コンクリートは、今、熊本市内と天草、阿蘇、設計単価は幾らですか。

○西田技術管理課長 ちょっと詳しいデータを持ち合わせておりませんが、熊本あたりが大体1立米の7,000円程度ということで、ほかの地域よりもかなり安い……

○井手順雄委員 ほかの地域は幾らですか、天草、阿蘇。

○西田技術管理課長 大体倍、1万4,000円ぐらいだったと思います。

○井手順雄委員 熊本市内で今設計が6,040円か、片や天草、阿蘇は1万2,000円とか1万4,000円ですよ。こがん倍ぐらい違う中で、今熊本市内はやっています。

これは、設計単価というのは、物価調査会等が市場調査して、割り出してそれを設計に反映する、これは国交省でそういった仕組みができていう中でありまして、こういった調査をされる時、やっぱり熊本県は、それはおかしかでしょうと。

なら、ガードマンの値段は幾らですか。ガ

ードマンでも、逆ざやですよ、設計が。1日6,000幾らですよ、今。実際、雇うときには1万幾らで雇うんですよ。そういう状況の中で今設計されているわけですかね、熊本県は。これは、やっぱり業者にそれだけ負担をかけている。そして、なおかつ最低価格が1割5分弱で、さっきの橋梁にしても、なら8,000万円もダンピングして落札しとんなはる。

こういうもとを安くにとって、なおかつ材料とか単価が安かならば、業者はどこでもうかつですか。逆に持ち出しですよ。そうすると、結局西先生の質問の中に、下請の労賃をカットせざるを得ぬと、こういうスパイラルで来ているわけ、現在。

だから、私は何を言いたいのかといいますと、やっぱり県は、そういった意味で十分把握されとると思います。ですから、設計単価をどやんか考えてやって、逆ざやにならぬ程度に、そういった対策も私は今必要だというふうに思いますが、いかがですか。

○船原土木部長 確かに、今の建設業界は、受注、仕事をやっても利益が出てこないという話、しっかり聞いております。それは、やっぱり建設業、地域を支える産業でありますので、健全に経営ができるような姿にもっていくというのは、当然我々も考えないかぬことだと思っております。

ただ、なかなか課題を解決するための良策というのが難しいといいますか、特効薬みたいなのがない状況ではないかというふうに思っております。いずれにしても、その産業を支えるためには、何がしかの手段を講じなければならぬとは思っております。

○井手順雄委員 今部長の話にありましたように、熊本市内では、やっぱり競争相手が多い、そういう中で値段を下げて競争してそういった状況になっているというのは、これは

しようがないというか、そういうような状況であります。郡部のほうは、そういう競争が少ないから、そういった流れでいくと。それを、そういう方策がないというような形でやっていけば、どんどんどんどん下がって、やっぱり仕事ができなくなってくるというのが現状ですので、これはぜひとも何らかの手は打ってほしい。

一番いいのは、やはり最低価格ですよ、課長、金子さん。今1割5分ぐらいでやっているけれども、これを1割ぐらいにしてみらんですか、最低価格を。その中で競争をしていただくと。そうすると、5%ぐらい上がってきます。その分でやっぱり利益は出てくると私は思うんですよ。そういった何らかの方策ですね。できることはやると。よそがどうだから、そういった前例がないとか、そういう問題は、知事が言っているじゃないですか、よその県のことは考えなすなど、熊本県独自にいかんではないかというような話があるならば、熊本県はこうしようという、やっぱり何らかの方策を来年に向けて打っていかんと、業界はもう潰れてしまいます。これは要望で結構でございますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○西聖一委員 賛同します。よろしく申し上げます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 この道路瑕疵問題で、専決処分の48号、49号もそうですね。道路保全課の担当ですけれども、毎回こういうことが出てくるんですが、この県道にしる、やっぱりそんな石ころが落ちて直撃をしてこういう形になつとるということですが、これは年間でどれくらい発生するかなと思うんですけれど

も、余りにもちょっと考えられない事故ですので、何か……。

○亀田道路保全課長 管理瑕疵につきましては、その原因として一番多いのが、やはり落石、それから、昨年あたりは、舗装の穴ぼこあたりがいわゆる原因としては一番多かった。もろもろ、倒木ありとかあるいは落下物ありとか、さまざまな原因がございますけれども、ただ、特に落石については、対策を講じる箇所、要対策箇所というのが相当まだ県内にも残っておりまして、それが最終的に完全に防災工事が終わっていないという状況でございます。熊本県の場合、過去に一斉調査をやっておりまして、危険箇所というふうに我々が認識している箇所が約2,000カ所ございます。あわせまして、準危険箇所がプラス2,000カ所、都合4,000カ所ぐらいまだ危険箇所がありまして、昨年度末までに対策が終わった箇所が約3割強です。

ですから、まだまだそういった防災の対策を今後相当やらぬと、なかなかこういった管理瑕疵の、特に落石あたりの解消にはつながっていかないかとは思いますが、極力日常のパトロールでありますとか、そういったことで少なくするように努力はしておりますが、なかなか解消までには至っていないというのが現状でございます。

○岩中伸司委員 今2件の報告でも、私が驚いたのは、車を直撃したという表現ですよ。落石して、そこをちゃんと前方不注意か何かで通れぬだったとかということじゃなくて、直撃をしたということなら、よくそれぐらいの事故でよかったなというふうな思いですよ。

それが、まだ2,000カ所も、プラスで2,000カ所、4,000カ所もまだ残っているというのは、私も、五家荘から向こう——荒尾はそういうところはあんまりないようですが、山手

へ行ったら、国道で離合できない道が今もたくさんあるので、やっぱり危険な箇所はあるなというふうな認識はするんですけども、余りにも自動車を直撃したとかということでも、こういう被害になれば、人的な被害が必ずこれは起こってくるなという——この場合も、落石の石の大きさというのは、結構これは想定できないでしょうからね、小さい石とか。今回の場合は、そう大きい石じゃなかったんですか。

○亀田道路保全課長 今回の落石の2件につきましては、片方が径10センチぐらい、それから、49号につきましても、同じような大きさでございまして、そんな大きな、岩ではないです。

○岩中伸司委員 なら、ぱらぱらぱらと落ちる程度のやつでしょうね。まあ、大きいやつが落ちてくるなら、それは一遍で人身事故、もう命の問題になるもので、そういうところ辺は特に注意されて、日ごろから点検されているというふうな認識をしっかりといいですかね。

○亀田道路保全課長 そのとおりでございます。

○内野幸喜委員 経済対策の分ですね。追号議案が経済対策の第2弾となっていますけれども、これから恐らく大規模な経済対策が出るんじゃないかと思えます。

そこで、県も、やりたくてもなかなか今まで予算の関係でできなかった事業ってたくさんあると思えますし、また同時に、市町村もやってほしい事業というのがあります。

そこで、当然、振興局等を通して、それぞれの市町村から要望を吸い上げて、積み上げていると思えますけれども、その辺というのはもうリストアップとかというのはされてい



るんですか。

○金子監理課長 今回も、2弾、経済対策が行われておりますけれども、今後の経済対策に向けて、振興局を通じて、防災系とか、それ以外の安全施設も含めて、今、調査といたしますか、集計等も含めて準備をしております。

○内野幸喜委員 3年前、熊本800億という経済対策があって、非常にあれでいろんな事業ができたんですね。だから、これから恐らく同規模ぐらいの経済対策が想定されますので、そこは、その辺の準備をしっかりとっておいていただければというふうに思います。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第39号、第48号から第50号まで及び、第55号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることと

してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

報告事項の1、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律に係る土木部関連の条例検討の状況について御報告いたします。

本件につきましては、前回の9月の本委員会において報告させていただいたところですが、検討内容に一部変更が生じたので、変更点を中心に御報告させていただきます。

2の土木部関連条例の検討状況についてをござんください。

今回土木部で検討を進めているのは、道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律など5法律で、それに対し、土木部に関連する9つの基準について、7本の県条例の制定、一部改定等を予定しております。

前回報告した内容から変更が生じたのは、道路の構造基準と公営住宅の整備基準についてです。

まず、道路の構造基準につきましては、前回、自動車通行空間等の整備に関する特例規定として、車道や歩道等の縮小を可能とする特例規定を設けることを検討しておりましたが、現在国が実施している自転車通行スペースの確保に関する検討を受けた道路構造令の見直しがいまだ完了していないことなどから、独自基準については、それらを踏まえて

検討したほうがよいと判断したため、今回は国の参酌基準どおりの規定とすることにしたものです。

また、公営住宅の整備基準については、県独自基準なしと報告しておりましたが、その後の検討の結果、県産木材の需要拡大という観点から、独自基準として県産木材の活用を追記することとしました。

以上が前回と変更になった点でございます。

今後のスケジュールですが、12月10日からパブリックコメントを随時開始しているところです。パブリックコメントの意見等も踏まえた上で、最終的な条例案を整理し、来年2月議会に提案させていただくこととしております。

報告事項1については以上でございます。

○亀田道路保全課長 報告事項2でございます。道路管理瑕疵に係る損害賠償請求事件の判決について御説明をいたします。

判決により確定した損害賠償については、議会の議決事項ではございませんが、さきに説明しました第50号議案の関連事項として御報告いたします。

平成23年7月19日に提訴された損害賠償請求事件について、平成24年9月12日に、長崎県の大村簡易裁判所の判決が出ました。判決内容は、道路管理者の県に対して、原告の過失との相殺により、損害額の8割の支払いを命ずるものです。

この判決に対しまして、県は、反論できる新たな証拠や事実の提示ができないことから、控訴は断念しました。また、原告からの控訴もなかったことから、去る9月29日をもって判決は確定しました。これにより、県は、去る10月10日に、遅延損害金を含む14万4,430円の賠償金を支払い、当該事件は終了しました。

事件の概要でございますが、長崎県大村市

在住の男性が、阿蘇郡南小国町満願寺の国道442号で、平成23年3月21日午前11時ごろ、普通乗用車を道路の穴ぼこに落輪させ、車両の一部を損傷したものであります。

この事件に関して、県との任意交渉が不調に終わったため提訴されたものであり、その内容は、原告からの損害額の全額に当たる16万7,670円の支払いを求めるものでした。

判決は、県は、原告に対し、13万4,136円を支払えという内容であり、主な判決理由として、被告県は、休日の道路パトロールをしていれば補修は可能であったこと、また、原告は、水たまりを発見次第減速すれば事故を避けられたとのことから、2割の過失ありという内容でございました。

報告事項2については以上でございます。

続きまして、報告事項3でございます。

トンネルの緊急点検結果について御説明します。

去る12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル事故を踏まえ、県道路公社が管理する3カ所を含む県管理の国県道153カ所の全てのトンネルについて、事故翌日の12月3日から6日にかけて緊急点検を実施いたしました。

この中で、唯一天井板を有する国道221号加久藤トンネルについては、12月5日に目視及び打音による点検を宮崎県と合同で実施しましたが、特に異常はございませんでした。

また、中ほど①に記載のとおり、天井板がないほかの152カ所のトンネルについては、覆工コンクリートの一部にひび割れ、剥離、漏水などが見受けられたものの、直ちにトンネル本体に影響を及ぼすような異常は認められませんでした。

最下段に、事故があった笹子トンネルと加久藤トンネルの比較図を掲載していますが、笹子トンネルの天井板がすり形式に対しまして、加久藤トンネルの天井板はアーチ形式で、両端がトンネル本体と一体をなし、より

安定した構造となっているため、今回のような崩落の危険性はないものと考えております。

今後の関連調査でございますが、県下の市町村道も含め、トンネル内にある照明設備等の道路附属物について、来年3月までに一斉点検を行うこととしております。

前後しますが、比較図の上にトンネルの架設年度別の箇所数を記載しています。153カ所のトンネルのうち、68カ所、率にしまして44%のトンネルが、既に建設後30年以上を経過している状況でございます。

今後とも、日常点検や適正な維持管理を実施し、道路利用者の安全の確保に努めてまいります。

道路保全課の報告は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項4、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改定について御報告をいたします。

まず、1の基本方針の改定趣旨でございますが、今回改定を予定しております基本方針は、県内の各都市計画区域マスタープランの策定に当たって、基本となる都市づくりの考え方を示すものでございます。この考え方に基づいて、各都市計画区域マスタープランを策定することになります。

基本方針は、平成15年に策定後約10年が経過し、本格的な人口減少、超高齢社会の到来、都市計画法の改正や東日本大震災、九州北部豪雨災害などを踏まえて、各都市計画区域マスタープランの見直しに先立ちまして基本方針の改定を行うものでございます。

次に、2の主な改定内容でございますが、基本的な考え方は、旧方針を踏襲し、コンパクトな都市づくりにエコロジーとエコノミーの視点を追加することや、東日本大震災や九州北部豪雨を踏まえた都市防災の基本的方

針、古い町並みや歴史的建造物群などを生かした景観まちづくりの推進、隣接する都市計画区域等で広域都市計画区域マスタープランの導入、マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理や成果の公表、都市計画マスタープラン策定時等からの住民参加を積極的に推進することなどを検討しております。

最下段に、参考として基本方針と都市計画マスタープランの関係を記載しています。今回の基本方針改定後に、各都市の将来像などを示す各都市計画区域マスタープランを見直すこととしております。

右側をごらんください。

3の今後のスケジュールでございますが、これまでに、県内市町の都市計画審議会会長等で構成します懇話会を2回、熊本県都市計画審議会の専門委員で構成します検討委員会を3回開催しております。

今後、12月26日に予定しております県都市計画審議会に中間報告を行い、パブリックコメント、第4回検討委員会を経て、県都市計画審議会の最終報告、その後、当委員会に最終報告をする予定としております。

以上でございます。

○林河川課長 河川課でございます。

それでは、報告事項5をごらんください。

白川、黒川の緊急的な河川改修について御報告いたします。

まず、説明の前に、白川、黒川につきましては、先月末に激特事業の採択がございました。県議会の皆様方のお力添えの結果、必要額を確保することができました。改めてお礼申し上げます。

それでは、1の改修計画の概要について御説明いたします。

まず、(1)基本的な考え方でございます。

改修に当たりましては、人命を守ることを最優先に、今回レベルの大雨が発生した場合においても、家屋の浸水被害を再び起こさな

いことを基本に、おおむね5年間で治水対策を行ってまいります。

(2)事業費でございます。

県管理区間におおむね5年間で投資する総事業費としては、激特分300億円を含め、約420億円を見込んでおります。また、ことし、平成24年度の予算は、激特分30億円を含め、約110億円を予定しております。

次に、(3)区間ごとの事業概要でございますが、恐れ入れますが、別添の図の1をごらんください。

左上に2つの表がございます。左側が全体の事業費、右側が、ことし、平成24年の事業費を、縦に予算の種類別、横に区間ごとの内訳をそれぞれ示しております。ごらんのように、激特事業を初め6つの事業を活用いたしまして取り組むことにしております。

なお、参考といたしまして、表の中にグレーの色を塗った列がございますが、これは直轄管理区間分になります。この直轄も含めた全体事業費といたしましては、国の123億円と県の計約420億円を合わせ、総額で540億円の規模になります。

次に、区間ごとの事業概要になります。

図面の下のほうになります。4つの区間に分けて記載しております。

まず、左下の黄色の枠になります。熊本市の県管理区間になります。この区間の事業費といたしましては、おおむね5年間で約150億円を予定しております。主な事業内容といたしましては、龍田陳内4丁目のショートカットなど、河道掘削が約100万立米、用地補償として240戸の家屋移転がございます。

次に、その隣、紫色の枠になりますが、中流部の菊陽町、大津町の区間になります。総事業費は約40億円、主な事業内容といたしましては、河道掘削や築堤、護岸などで、数量につきましては記載のとおりでございます。

なお、この区間につきましては、護岸などの土木施設の被害が中心になりますので、改

良的要素を含めた災害復旧ということで、こちらにつきましてはおおむね3カ年で完了させる予定であります。

次に、その右、茶色の枠になりますが、南阿蘇村の区間になります。総事業費は約13億円になります。こちらも、護岸などの施設被害が中心でございますので、改良的要素を含めた災害復旧ということで、おおむね3カ年での完了を図ってまいります。

最後に、一番右、緑の枠になりますが、黒川沿いの阿蘇市の区間になります。総事業費としては、おおむね5年間で約220億円を予定しております。主な事業内容ですが、遊水地2カ所の新設を初め、河道掘削、輪中堤が14カ所、宅地かさ上げ約100戸を予定しております。

次に、先ほどの報告書の裏面にお戻りください。

2の地元対応状況でございます。

まず、(1)熊本市の白川になります。

10月に、改修計画の提示と用地買収の進め方について、説明会を3回開催いたしました。440名の住民の方々の御参加がございました。その後も、要請のあった地区で追加の説明会をこれまで9回行っております。

用地立ち会い、家屋調査の進捗状況ですが、説明会の後、立ち会いと調査を開始しております。資料には11月末時点での進捗率を示しておりますが、最新の先週末時点では、用地立ち会いが88%、家屋調査が83%完了しております。なお、今月から、順次個別に補償額を提示、用地買収を進めてまいります。

次に、(2)菊陽町、大津町の白川になります。

12月に、菊陽町で5回、大津町で2回、それぞれ事業説明会を開催しております。今後、用地買収を進めると同時に、河道掘削など、可能なものから順次工事に着手してまいります。

続いて、(3)南阿蘇村の白川になります。

こちらにも、12月に事業説明会を4回開催しております。今後、用地買収と同時に、河道掘削などの工事着手に向けて取り組んでまいります。

最後に、(4)阿蘇市の黒川になります。

まず、8月に、阿蘇市の区長会で、今後の取り組みやスケジュールなどの説明を行っております。10月からは、11の地区で開催されました市政報告会に参加いたしまして、地元の意見を直接伺ってまいりました。年内に5回に分けて事業説明会を行う予定で、先週末に第1回目を開催したところであります。今後、遊水地や輪中堤、宅地かさ上げなどの対策を、地域とともに進めてまいりたいと思っております。

最後に、3の今後の対応でございます。

まず、事業の実施に当たりましては、地域の御理解が得られるよう、丁寧な説明を行い、スピード感を持って着実に進めてまいります。また、地権者の方々の不安をできるだけ解消できるように、用地補償に当たっては、きめ細やかな対応を行ってまいります。

続きまして、報告事項6をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、1のダムによらない治水を検討する場、第4回幹事会についてでございます。

ここでは、これまで検討してまいりました直ちに実施する対策、それから、追加して実施する対策案を実施した後の年超過確率と氾濫シミュレーションについて、国から検討結果が示されました。日時や参加者につきましては、記載のとおりでございます。

なお、直ちに実施する対策と追加して実施する対策案の内容、場所につきましては、別紙1を添付しておりますので、後ほどごらんください。

検討結果の内容を枠内に示しております。

まず、①対策実施後の年超過確率でござい

ます。

真ん中の表は、基準点ごとに、既往洪水のうち上位12洪水に対し、対策実施後どの程度の洪水まで安全に流下させることができるかということを示しております。人吉では既往第4位、中流部の大野、下流の横石では既往第1位と同程度の洪水を安全に流すことができるという結果が示されております。

今回、一番右に記載しておりますが、年超過確率ということで、人吉では5分の1から10分の1程度、大野は10分の1から20分の1程度、横石では20分の1から30分の1程度という結果が示されております。

なお、年超過確率とは、表の下2つ目の米印にございますが、例えば年超過確率5分の1とは、毎年1年間に、その規模を超える洪水が発生する確率が20%であるということを示しております。

なお、参考として記載しておりますが、全国の直轄河川の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を流下させることを目標としていることが多く、その結果、年超過確率は20分の1から70分の1の範囲になっているという説明がっております。

次に、②氾濫シミュレーションでございます。

一番下の米印に記載のとおり、2つの前提条件が設定されております。1つは、球磨川流域で戦後最大の被害を与えた昭和40年7月の雨を対象とすること、2つ目は、計画高水位を超えた場合、堤防が決壊するという、この2つの条件のもとで検討されております。

シミュレーションの結果でございますが、対策実施後は、下流の八代地区では浸水範囲が解消いたします。中流地区では、浸水範囲は残りますが、浸水する家屋はなくなります。人吉市街部につきましては、恐れ入りますが、別紙2をごらんください。

左側が現況、右側に対策実施後の氾濫想定区域を対比しております。

ごらんのように、左の現況では、赤で示します2メートル以上の浸水区域が、右の対策後は解消されており、浸水区域も減少することが示されました。なお、この検討結果につきましては、現在流域の各市町村が持ち帰って、内容の吟味をしているところでございます。

今後、流域の市町村長の意見を聞いた上で、国とも相談しながら今後の進め方を決めてまいりたいと思っております。

以上です。

○古澤砂防課長 それでは、報告事項7番でございます。

砂防課のほうから、今回の熊本広域大水害に伴います災害関連緊急砂防事業について御説明申し上げます。

今回の土砂災害につきましては、人家、人命に被害が発生し、再度の災害発生のおそれが高い地区につきましては、今年度、平成24年度におきまして、災害関連緊急砂防事業を緊急的に対応することとしております。

一方、人家、人命に被害は発生していないものの、土砂が流出する箇所につきましては、平成25年度からの対応を検討しております。現在、砂防激甚災害対策特別緊急事業等の採択に向け、国と協議を行っているところでございます。

また、今回の災害に伴いまして、治山と砂防部局が連携いたしまして、阿蘇地域土砂災害対策検討委員会を9月に立ち上げまして、今後の阿蘇地域の土砂災害につきまして、ハード、ソフトの両面から議論をしているところでございます。

ハード対策につきまして、中ほどをごらんいただきたいのですが、災害関連緊急砂防事業、これは、国と協議しておりました17カ所、18溪流におきまして、国の事業採択を受けました。

別紙のほうの位置図をごらんいただければ

と思います。菊池地域で2カ所、それから阿蘇地域で15カ所の採択を受けておるところでございます。事業期間につきましては、平成24年度予算ということでございます。これの総事業費、約53億でございます。

現在の進捗状況でございますけれども、土地の境界立ち会いを行っております。用地買収のための準備を行っております。地権者の方や関係の方々の御協力をいただき、用地買収が完了次第、逐次工事に着手していきたいというふうに考えております。

それから、人家等に土砂が流出して、次期の出水で災害のおそれが高い箇所といたしまして、下のほうに記載しておりますけれども、砂防激甚災害対策特別緊急事業あるいは交付金事業で施行する箇所を、新たに16カ所、国と今協議中でございます。この事業の内容といたしましては、砂防堰堤だとか流路工等を考えております。

砂防事業の中で、今回の災害に伴いまして、ハード整備のイメージでございますけれども、下段の表をちょっとごらんいただきたいと思っておりますけれども、平成24年度、これは災害関連緊急砂防事業で、それから、平成25年度以降につきましては、砂防激甚災害対策特別緊急事業あるいは交付金事業等で対応していきたいというふうに考えております。

砂防課からの説明は以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

報告事項8をお願いいたします。

熊本県住宅マスタープランの改定につきまして御報告させていただきます。

まず、改定の経緯でございますが、資料の一番上に横軸で年度を記載しておりますが、一番左の平成18年度に国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給を図ることなどを目的としました住生活基本法が施行され、この法律に基づき、国において全国計画の策定が行われました。これを受け、県におきまして

も、この国の計画に即した熊本県住宅マスタープランを策定いたしました。

この計画は、5年後に見直すこととされておりましたが、平成22年度末の昨年3月に全国計画が改定されたことに伴いまして、今回県のマスタープランも見直すこととしたものでございまして、法定の計画でございます。

現在の熊本県住宅マスタープランにつきましては、資料の左のほうの枠にありますとおり、熊本に住んでよかったと思える豊かな住生活の実現という基本方針のもとに、5つの基本計画を定めております。

中ほどが今回の改定視点でございまして、濃いピンク色で着色しておりますのが全国計画における5つの改定視点、1の高齢者向け住宅の普及、2の住宅の耐震化・防災対策、3の住宅の長寿命化、4の住宅の省エネ化及び6の中古住宅ストックの活用でございますが、これに、県独自の視点としまして、緑色で着色しております5の地域活性化、産業振興と7の熊本市の政令市移行に伴う県営住宅のあり方の見直しといった2つの視点を加えております。

これらの視点を踏まえまして、本年6月に策定された新4カ年戦略で示された4つの目指す姿のうち、住宅施策に関連の大きい、いつまでも楽しく、元気で安心して暮らせるくまもとと活力あふれる元気なくまもとという2つの目指す姿に、住宅セーフティーネット、災害への対応、持ち家対策、地域における多様な住まいの選択という4つの取り組みを対応させまして、一番右の黄色に着色した大きな枠組みでございますが、重点施策として整理しております。

このうちアンダーラインのものが、現在の計画から拡充または新設したものとなっておりますが、主なものといたしまして、一番上の住宅セーフティーネットという枠組みの中のサービスつき高齢者向け住宅等の供給促進、次の、災害への対応の枠の中の既存住宅

における耐震診断、改修の推進や仮設住宅の供給体制の整備、次の枠の持ち家対策の中の省エネ等の普及促進、4段目の枠の地域における多様な住まいの選択の中の定住対策などでございます。

また、このマスタープランの改定とあわせて検討いたしました県営住宅の今後のあり方につきましては、この資料の最下段に横に並べて記載しておりますが、まず一番左の枠ですが、現在の計画におきましては、建てかえと改善に重点を置くこととしておりました。

これを、今回の見直しによりまして、右下の枠でございますが、今後の建てかえを含めた新規の建設につきましては、市町村に委ねることとしております。これは、住民に密着したサービスについては市町村で行うことが基本であり、県はそれを支援する立場であるということ、また、本年4月には熊本市が政令市に移行したこと等を踏まえて、このような方針としたものでございます。

一方、現在のストックにつきましては、改修による長寿命化を図り、最大限活用していきたいというふうに思っております。

なお、マスタープランの今後の改定スケジュールにつきましては、右肩にありますとおり、今後、国や市町村との協議、パブリックコメント等を経まして、来年1月には公表したいと考えております。

以上でございます。

○森浩二委員長 以上で報告は終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 報告5、大規模な復旧工事が、今から河川行われる、5年程度で終了するというような話でございました。

護岸掘削が、トータルで300万立米超え、年間5で割れば60万立米と、膨大な掘削量である。こうした場合、掘削する場合に、やっ

ぱり汚れますね、河川の水が。それが多分有明海に流れてきます。その防止対策というのは、どういうことを考えられているんですか、流れ込まないような。

○林河川課長 今回、今おっしゃいましたように、熊本市内だけでも100万立米ほどの大規模な土砂が発生するというので、この処理については、一つの大きな課題だというふうに今思っております。

今のところ、龍田陳内4丁目につきましては、ショートカットした旧川敷を活用して…

○井手順雄委員 済みません、委員長、そういう質問はやっておりません。掘削した土が有明海に流れ込む、これをどういった対策をもってとめるのか、このことをお聞きしているの、それはいいですから。そのことに関して質問。

○林河川課長 工事がもたらす下流域への影響といたしましては、今おっしゃったように、河道掘削に伴います水の濁りというのが考えられますので、実施に当たりましては、当然必要な流出防止策、それから汚濁防止策、そういったものを講じてまいりたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 具体的にどういった施策をされるか、お聞きします。

○林河川課長 具体的に、仮締め切り等したときに濁水が流れないような工夫ですとか、工事の状況によりましては、濁水処理施設みたいなものの設置も考えていきたいと思っております。

○井手順雄委員 もう既に有明海には、一晩で何百万立米という土砂が流れ込みました。

これは災害で仕方がない。しかしながら、それを今からどうしようかと考えるときに、5年で300万立米。有明海は閉鎖性水域なんですよ。わかりますか。海砂利に際しても、水域だから削減しようというて、今10何万立米ですよ。これが300万立米掘ると。相当なるやはり対策をしてもろうて、工事に際して、一粒も流れないような、有明海に注がないような対策をしてもらわぬと、我々は納得ができないと。

それとあわせまして、今度はコンクリートで護岸工事が22万平米、これは相当な平米数です。この際、コンクリートを打ちます。わかっていますように、有明海はノリを今生産しておりますが、もちろん冬場はコンクリートは打たないわけですね。

○林河川課長 河川工事に当たりましては、今おっしゃいました、ノリですとか、いろんな制約がございますので、そういうのを踏まえながら、工事の実施については工程を組み入れていきたいと思っております。

○井手順雄委員 じゃあ、これは22万平米もあるのに、冬場はコンクリートが打てないとなれば、それは5年間で終わるんですか。

○林河川課長 できるだけ工程に間に合うように工夫しながら、特に河川の場合ですと、出水期もございますので、そういったものも考慮しながら、できるだけ5カ年以内に、おおむね5カ年以内に終わるような工夫をしていきたいと思っております。

○井手順雄委員 まあ、そういった御意見が出てくると思います。この工事に際しまして、水産関係の皆さん方への報告というのは、こういう工事をやりますよとか、そういったことはなされているんですかね。



○林河川課長 これから、工事に関しましていろいろな関係団体等が出てまいりますので、そちらのほうへの説明等については、しっかり実施していきたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 うちの地区も、白川の本当下流です。ハマグリもアサリも、あと5年はとれません。死活問題で今悩んでいます。そういう中で、こんな工事をされて、それが5年が10年になったらどうしますか。大変心配しているところです。

ぜひとも、この工事を始める前に、説明に来てください。そして、漁業者の意見を聞いてください。そうした中で工事を進めていただきたい。これは、早く進めなんというのはわかっています。応援はいたします。しかしながら、そういうことで我々も生活がある。さっきも申し上げましたように、有明海は閉鎖性水域です。こういうのが流れてきて汚れたらどうしますか。そういった懸念があります。そういった場合は、もう工事差しとめというのも逆に考えられるわけですから、そうならないような対応をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。要望で結構でございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 報告事項3についてお尋ねしますが、2点あって、1つは、加久藤トンネルが該当する、いわゆる天井板があるトンネルということですが、そもそもこの天井板は何で必要なのかなという素朴な質問が1点と、もう一つは、検査が、目視をした結果異常はありませんというふうに出ていますけれども、何で打音検査をせず、目視だけで異常ありませんと言い切れるのか、その根拠を教えてください。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

今の西委員の御質問でございますが、1点目についての天井板の必要性につきましてでございますけれども、加久藤トンネルは、昭和47年に一応築造されておりまして、大体40年代までの長大トンネルの換気手法といえますか、換気の方法については、大体この換気ダクトといえますか、空気を入れたりあるいは排気したり、加久藤の場合は空気を送風する構造でございますけれども、主に、主にといえますか、その時代の長大トンネルの換気方法としては一般的なやり方でございます。今日は約3キロ程度までのトンネルであればジェットファンが一般的でございます。わざわざ天井板を設けて、こういった施設をつくるということは一般的にはやっておりません。当時の建設の技術的な観点から、こういった構造を採用したのではないかなというふうに推測されます。

次に、打音をどうしてやらなかったかということですが、加久藤については、ここに書いていますように、天井板と本体との接合部あたりについて、全て打音検査をしております。天井板がないほかのトンネルについては、まずは目視、これは一般的な点検のやり方でございますけれども、まずは目視をして、漏水とか一部剥離とか、そういう異常をまず発見するというのが点検の一般的なやり方でありまして、目視をやった上で少し、何といえますか、精度の高い調査をやったほうがいいあるいはひび割れあたりが進行するというふうに考えられるところについては、詳細な調査あたりをやっていくというのが一般的でございます。今回はトンネルの覆工、内部を覆うコンクリート、マッシュパコンクリートの点検をやったわけでございます。そういった点検のやり方としては、まずは目視して、健全性の、言うなら評価をや

っておるといところであります。

以上です。

○西聖一委員 加久藤トンネルは打音検査したということですが、あとは手順というか、順番的には目視からという話、それはもうよくわかるんですけども、この笹子トンネルも、目視した結果、ずっとして見逃して事故が起きたわけですね。コンクリートも、見た目はいいけれども、実際裏側はどうなっているか全然わからないというのが実態じゃないですか。

○亀田道路保全課長 笹子トンネルの構造図をちょっとごらんになるとわかるように、一番致命傷になるところが、目視だけでは当然わからなかったと思うんです。一番敏感な支えるところについては、見た目だけではなかなかボルトの緩みあたりも発見できません。だから、そういったところの点検を笹子の場合は怠って、今回みたいな事故につながったんだろうというふうに推測されます。

ただ、そういう構造体でない場合は、マッシュなコンクリートについては、まずは目視でもってやるという、その後、先ほど申しましたような調査に入っていくというやり方が一般的であります。

○西聖一委員 わかりました。

最後に、もし打音検査をすれば、相当な技量を持ってないといけないと思うんですが、そういう職員は実際にいるんですか。いないからできないんじゃないんですか。ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○亀田道路保全課長 確かに、熟練された、そういった点検を専門にやる職員はおりませんが、本県の場合でも、今回打音検査をやった職員については、維持管理課で長年その管理をやった人間であるということであれ

ば、やはり接合部の異常あたりは十分判断できる職員がやったと考えられます。

今後、附属施設あたりの調査をやるというふうに先ほど報告しましたが、これについては、職員だけではちょっと無理なところがあるものですから、専門の業者あたりに委託をやった上で、点検の内容次第では、そういった専門家で調査をやりたいというふうに考えております。

以上です。

○西聖一委員 これはもう要望で結構ですけども、委託をされるということですが、質問の中で言いましたけれども、本当に正職員というか、専門職員がいない中で、委託業者が必ずできるという保証は何もないので、やっぱりしっかりそういう人材確保というか、相手先もしっかり見きわめた上でやっていただきたいなということだけ要望させていただきます。

○早田順一委員 報告事項の8の熊本県住宅マスタープラン改定についてちょっとお聞きしますけれども、7番のほうに、熊本市の政令市移行と書いてあって、右に県営住宅の今後のあり方で、新規の建設、建てかえによる公営住宅の供給は、原則市町村に委ねるといふふうに書いてあります。

これが市町村に委ねられた場合に、この5番の地域活性化、産業振興、このことはきちんと生きてくるのでしょうか。

○平井住宅課長 この県営住宅の方針につきましては、やはり住民の生活に密着したサービスは市町村ということで、県営住宅の新規建設あるいは建てかえは行わないということですが、これは、すぐにそういった方向に移っていくということではございませんで、今抱えておりますストック、これについては、継続して改修しながら使っていく

いと思っております。

また、あわせて地域におけるものにつきましては、やはり市町村に対するそういった交付金事業としての支援などを行って行って、そのような形で進めていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 特に政令市の熊本市、県営住宅は割と県産材を使ってもらっているんですが、熊本市営住宅、結構建っていますけれども、市営住宅は、県産材というよりも、県内流通材というふうになっているんですよ。県内流通材ということは、外材も含まれるわけですね。そういったことで、しっかりと県産材を使うように、移行された場合も、このことを委ねる場合はしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いますけれども、どうですか。

○平井住宅課長 公営住宅につきましては、県営住宅におきましても県産材の使用をしております。熊本市でそういった実用があるということですのでございますけれども、これからも熊本市のほうと色々な情報交換をする場もございまして。その辺はきっちり県としての考え方も伝えながら、一緒に県産材の使用を図っていくということを行っていききたいというふうに思っております。

○早田順一委員 ぜひお願いします。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回建設常任委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前11時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長